

2020年
10月28日号

近時の中国知財関連法規の立法・改正動向 — 商標法、専利法、反不正競争法改正から民法典制定まで — 執筆者: 野村 高志

始めに

中国では 2019 年から今年にかけて、知的財産権保護に関連する一連の立法や改正がなされました。「外商投資法」「民法典」のように華々しく公表されて耳目を集めた新法令や、「商標法」「専利法」「反不正競争法」の改正のように実務上重要な法改正がある一方、「技術輸出入管理条例」改正のように目立たず公布された法改正もあります。

これらの一連の立法の背景として米中貿易摩擦の存在があり、知財関連の内容の多くが、米国側から中国政府に対して指摘・要求がなされていた項目に関わっています(米国の通商法 301 条報告書 2018 年版及び 2019 年版では、中国における強制的な技術移転、営業秘密の侵害、商標の不正使用などが指摘されていました)。2019 年当時は、これらの立法について「中国が米国の要求を受け入れて一連の立法がなされた」といったトーンの記事も多かったように思われます。

ただ改めて立法の内容を見てみると、以前から中国が官民一体で進めていた知的財産戦略と合致している点多々あり、中国の知的財産保護制度のレベルアップの流れの中で捉える必要もあると思われます。

本稿では、2019 年から 2020 年にかけて知財分野でなされた主な法改正の概要を整理して紹介します。ここから中国の知的財産戦略の現状をよみとって頂けると幸いです。

なお、現在は著作権法の改正作業が進展しており、その動向が注目されます。

1. 商標法の第 4 次改正

まずは、商標法の第 4 次改正を取り上げます(2019 年 4 月 23 日公布、同年 11 月 1 日施行)。今回の商標法改正は、いわゆる海外の著名ブランドに対する「パクリ商標出願」に代表されるような、悪意的な商標登録出願行為を効果的に規制しようとしたものです。

本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2020 年 10 月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

© Nishimura & Asahi 2020

(1) 悪意的な商標登録出願行為に対する規制

中国では以前から、商標として使用することを目的とせず、本来のブランド保有者に高額で売りつけようとしたり、模倣品をあたかも真正品に見せかけて販売しようとするといった、悪意的な商標の登録出願が多く存在しており、外国企業だけでなく国内企業のブランド保護にも大きな支障となっていました。このような悪意的な商標登録の出願行為を禁止するため、様々な改正を行っています。

悪意的な商標登録出願を規制するための具体的な改正点は以下の通りであり、出願拒絶事由、異議申立事由及び無効審判事由とされています。

- ① 商標の使用を目的としない悪意的な商標登録の出願を拒絶することを規定(第4条)。
- ② 上記の悪意的な商標登録出願が実体審査を経て初歩公告された場合に、異議申立が可能となることを規定(第33条)。
- ③ 上記の悪意的な商標登録出願が登録された場合に、無効審判の請求が可能となることを規定(第44条)。

なお、上記の商標法改正に合わせて「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」(以下「商標規範化規定」といいます。)(国家市場監督管理総局 2019 年 10 月 10 日公布、同年 12 月 1 日施行)が出されています。この行政規定には、以下の通り、悪意的な商標登録の出願行為に該当するかどうかの判断要素が含まれています。

「商標規範化規定」第8条	
①	出願者又はその関連する自然人、法人、他の組織が出願する商標の数、指定使用の類別、商標の取引情况等
②	出願者の属する業種、経営情况等
③	出願者が、既に発効済みの行政決定又は裁定、司法判決によって、商標の悪意登録や、他人の登録商標権の侵害と認定された情況
④	出願商標が、他人の一定の知名度のある商標と同一又は類似する情況
⑤	出願商標が、知名度のある人物の名称、企業の商号、企業名称の略称又は他の商業標識と、同一又は類似する情況

(2) 商標代理機構に対する規制

商標代理機構が悪意的な商標登録出願を受託できないようにするための具体的な改正点は以下の通りです。

- ① 商標代理機構が上記の悪意的な商標登録出願(第4条)を受任してはならないことを規定(第19条第3項)。
- ② 悪意的な商標登録出願に対して警告、罰金などの行政処罰を課すことを規定(第68条)。なお具体的な法的責任は以下の通り(第68条、商標規範化規定第13条)。
 - 商標代理機構: 是正命令、警告、1万~10万人民元の過料
 - 直接責任者: 警告、5千~5万人民元の過料

(3) 商標権侵害行為に対する損害賠償額の拡大

商標権の侵害行為に対する損害賠償額を拡大するための主な改正点は以下の通りです(いずれも第63条)。

- ① 商標権を悪意で侵害し、情状が重大な場合の賠償金額を、「実際の損失の1~3倍」から「実際の損失の1~5倍」に拡大。
- ② 法定賠償額(①権利者が侵害行為によって被った実際の損失、②侵害者が侵害行為によって取得した実際の収益、③登録商標の使用許諾料が、いずれも確定困難な場合に、裁判所が認定できる損害賠償)の最高限度額を、「300万人民元」から「500万人民元」に拡大。

2. 専利法の第4次改正

次に、このほど公布されたばかりの、専利法(特許、実用新案、意匠について規定する)の第4次改正を取り上げます(2020年10月17日公布、2021年6月1日施行予定)。今後、改正法の内容に基づき、専利法実施細則や専利審査指南等が順次改正されると考えられます。日本企業にとって関わりが大きいと思われる改正内容としては、以下が挙げられます。

① 侵害訴訟において権利保護を強化。
専利権を悪意により侵害し、情状が重大な場合に、実際の損害の1～5倍の懲罰的賠償を課すことができ(新設)、また侵害訴訟における法定賠償額の上限額を、現行の100万円から500万円に引き上げた(第71条)。 また、侵害訴訟の訴訟時効の期間(現行は2年)を、民法典の規定に合わせて3年に延ばした(第74条)。
② 意匠権の保護を強化(部分意匠制度の導入など)。
日本や米国などと同様に、製品の一部におけるデザインを意匠登録することが可能となった(第2条)。これにより、製品の一部のデザインを模倣するような行為への対処が行い易くなることが期待される。 また、登録意匠権の存続期間を、現行の10年から15年に延ばした(第42条)。
③ 行政機関の法執行権限を強化。
国家知識産権局に、専利権者又は利害関係人の請求により、全国的に重大な影響がある専利権侵害紛争事件を処理する権限を付与した。また、地方知識産権局に、現場への立入検査の権限を付与した(第70条)。
④ オープンライセンス制度を新たに導入。
専利権者がいかなる者にもライセンスする意思があり、ライセンス使用料の基準・支払い方法を明確にした場合、国家知識産権局がそれを公告して、オープンライセンスを実施すると規定された(第50条)。 オープンライセンスの実施期間中は、専利権者が納付する年金を相応に減額・免除することも規定された(第51条)。 このようにライセンサーとライセンシーの双方にメリットが得られることから、特許等のライセンスを促進させることを目的とするものと考えられる。
⑤ 専利権の濫用禁止を規定。
専利権を濫用して、公共の利益又は他人の合法的権益を侵害してはならないこと、専利権を濫用して競争を排除又は制限し、独占行為を構成する場合、独占禁止法に基づいて処理されることが規定された(第20条)。

3. 反不正競争法の第3次改正

次に、反不正競争法の2019年改正を紹介します(2019年4月23日公布、同年11月1日施行)。この改正は、主に営業秘密の保護強化に関する内容であり、営業秘密の保護範囲の拡大や、懲罰的賠償の導入、裁判における原告側の証明責任の軽減等の改正がなされています。主な改正点は以下の通りです。

① 営業秘密の侵害行為の範囲を拡大。
「電子的手段による侵入」による営業秘密の取得が、営業秘密の侵害行為に該当することを規定(第9条第1項第1号)。
② 営業秘密の権利侵害主体を拡大。
「経営者以外の他の自然人、法人及び非法人組織が違法行為を実施する場合」も営業秘密の侵害と見なすことを規定(旧法では権利侵害主体が「経営者」に限定されていたのを「経営者以外の者」に拡大)(第9条第2項)。
③ 損害賠償の範囲を拡大。
旧法では、(1)懲罰的な損害賠償制度はなく、(2)法定賠償金(権利者の権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者の権利侵害によって得た利益を確定することが難しい場合)の最高限度額は300万人民元とされていた。 改正法では、(1)悪意による営業秘密の侵害行為は、情状が重大な場合、権利者の実際の損失又は権利侵害者が実際に得た利益の金額の1～5倍で賠償金額を確定する。(2)権利者の実際の損失又は権利侵害者が実際に得た利益の金額を確定することが難しい場合の法定賠償金の最高限度額は500万人民元とするとされた(第17条第3項、第4項)。
④ 営業秘密の侵害行為に対する過料(行政処罰)を増額。
行政部門が営業秘密侵害行為に対して課す過料の額が、旧法では「一般的には10万～50万人民元、情状が重大な場合は50万～300万人民元」であったのが、改正法では「一般的には10万～100万人民元、情状が重大な場合は50万～500万人民元」と増額され、また違法所得を没収することが規定された(第21条)。

⑤ 営業秘密侵害の挙証責任を転換(第 32 条)。

営業秘密の権利者が営業秘密に対して既に秘密保持措置を取り、営業秘密の侵害を合理的に表明したことを証明できる初歩的な証拠を提出する場合、権利侵害者と疑われる者は、営業秘密を侵害していないことについて挙証責任を負う。初歩的な証拠は、主に以下を証明できるものを含む。

- ✓ 権利侵害者が営業秘密を取得するルートがあり、かつその使用する情報と営業秘密が実質的に同じである。
- ✓ 営業秘密が既に権利侵害者によって開示・使用され、又はそのリスクがある。
- ✓ 権利侵害者が営業秘密を侵害することを証明できるその他の証拠。

4. 民法典における知財関連ポイント

次に、2020 年度で最も重要な新法令といえる「民法典」の中の知財に関連する内容を紹介します(2020 年 5 月 28 日公布、2021 年 1 月 1 日施行)。長年の編集作業を経て制定された統一的な民法典は全 1,260 条に及ぶ大部な内容であり、その施行と同時に従来の民法の各法令(民法総則、物権法、担保法、契約法、権利侵害責任法など)は廃止されます。

民法典の中の知財に関連する条文としては、第三編「契約」の第二十章「技術契約」などが挙げられます。ただ、技術契約の内容は、概ね「契約法」における技術契約の規定を踏襲したものとと言えます。契約法からの改正点としては、「技術ライセンス契約」を独立に規定した点が挙げられます。

即ち、「契約法」では、技術契約の定義に技術ライセンスが含まれておらず、他方で「専利法」(第 12 条)、「著作権法」(第 24 条)などの知的財産に関連する法律では、技術又は知的財産権などの知的成果を他人に対してライセンスできる旨が明確に規定されていました。この点、民法典における技術契約の定義では、技術ライセンスが含まれることが明記されており、かつ、民法典第二十章第三節(技術譲渡契約及び技術ライセンス契約)において、技術ライセンス契約を独立の項目として規定しています。但し、実質的な内容は契約法とあまり変わりがありません。

5. 技術輸出入管理条例の改正点

海外と中国との間で締結されるクロスボーダーの技術契約(海外との技術ライセンス契約や技術譲渡契約など)に適用される「技術輸出入管理条例」にも改正がなされました(2019 年 3 月 18 日公布・施行)。

今回の改正では、外国の技術供与者(ライセンサー)側に制約を課していた一連の条文が削除され、外国ライセンサー側に有利な契約条項の定めが可能となりました(後述する 6.(2)の「合弁企業法実施条例」の改正も同趣旨です)。

(1) 第三者の権利侵害の責任の改正

第三者の権利侵害の責任(第 24 条)が改正され、第 3 項の「技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用し、第三者の合法的権益を侵害した場合、供与側が責任を負う」が削除されました。

この改正後は、輸入技術が第三者の権益を侵害する場合、一般法である契約法第 353 条(民法典第 874 条と同内容)の内容が適用されます。即ち、双方の別途の約定により決定され、その約定がない場合は供与側が責任を負います。よって受入側と供与側が協議で定めることが可能となります。

なお、契約法第 353 条(民法典第 874 条と同内容)において、譲受人(又はライセンシー)が契約の定めに従い特許を実施し、技術秘密を使用し、他人の合法的権益を侵害することになった場合、譲渡人(又はライセンサー)が責任を負うものとされます(但し、当事者が別途契約で定めた場合を除きます)。

(2) 改良技術の帰属の改正

改良技術の帰属(第 27 条)が改正され、「技術輸入契約の有効期間において、技術改良の成果は改良側に属する。」との内容が削除されました。改正後は、技術輸入契約の有効期間における、技術改良の成果の帰属については、契約法第 354 条(民法典第 875 条と同内容)が適用されます。即ち、双方の別途の約定により決定され、その約定がない場合は改良側に属することとなり、受入側と供与側が協議で定めることが可能となります。

なお、契約法第 354 条(民法典第 875 条と同内容)において、当事者は、互恵の原則に従い、契約において、特許の実施又は技術秘密の使用において後続改良をした技術成果の享受方法を、契約で定めることができるとされています。契約で定めておらず、又は契約の定めが明確でなく、契約法第 61 条(民法典第 510 条と同内容)の規定に照らしても確定できない場合は、一方が後続改良をした技術成果について、その他の各当事者は、これを享受する権利を有しないとされています。

(3) 不当な制限条件の禁止の削除

不当な制限条件の禁止(第 29 条)は削除されました。改正の経緯としては、①最高人民法院の「技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(2005 年 1 月 1 日に施行、以下「技術契約解釈」といいます。)第 10 条と基本的には重複するという点、②実務上、第 29 条について生じる紛争は、主に当事者が協議、訴訟又は仲裁の方式によって解決し、商務部門が直接に処理することがなく、当該内容を規定する必要がないことが背景にあるとされています。改正後の実務上の留意点としては、技術輸入契約のドラフトにおいて、「技術契約解釈」第 10 条の規定に従い、「技術の違法独占」と見られ得る内容は避けるべきであると思われます。

6. その他の法令における知財関連の規定

以下の法令の制定・改正においては、米中貿易摩擦の影響を強く受けていることが指摘されています。知財関連の内容は少なく実務への影響は乏しいですが、以下にて紹介します。

(1) 「外商投資法」(2019 年 3 月 15 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)における内容

同法は、外国投資者の中国における投資や収益の保護を重要な目的として位置づけています(第 1 条、第 5 条参照)。

その内容は多岐にわたりますが、知的財産権保護との関連で注目される主な条文は以下の通りです。

①	外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、侵害行為に対して法的責任を厳しく追及すると定めた(第 22 条第 1 項)。
②	技術提携は自由意思と公平の原則に基づき、平等な協議によりなされること、及び行政機関やその職員が技術の譲渡を強制してはならないことを定めた(第 22 条第 2 項)。
③	行政機関やその職員が職務上知り得た営業秘密の秘密遵守と漏洩の禁止を定めた(第 23 条)。

(2) 「合併企業法実施条例」の改正(2019 年 3 月 18 日公布・施行)における内容

①技術移転契約の期間は、通常 10 年を超えないと定めた第 43 条第 2 項第 3 号、②技術移転契約の期間が満了した後に、技術輸入側が当該技術を継続使用する権利を有すると定めた第 43 条第 2 項第 4 号が、いずれも削除されました。ただ、これらの条文は実務上は既に死文化していたため、本改正による実務への影響は特段無く、また外商投資法の施行に伴い「合併企業法実施条例」は廃止されました。

最後に

中国は、米中貿易摩擦が勃発する以前から、政府主導で知的財産保護戦略を進めており、既に世界的な知的財産出願大国となっています(2019年の特許出願件数は140.1万件、商標出願件数は783.7万件)。更に、「知財大国ではあるが、未だ知財強国ではない」との認識のもと、近年は登録出願数の増加だけでなく、その質的向上を意識的に進めています。中国の大手企業は多額の研究開発費用を投じ、中国国内及び海外への特許等の出願を急増させています。今や外国企業のみならず中国企業も、営業秘密の漏洩や商標権侵害に悩まされていて知的財産保護強化のニーズが急速に高まっており、上記の各立法は、この流れに合致していると思われます。

更に中国は、一帯一路戦略を通じて、中国企業による新興国への投資を増加させるとともに、工業製品に止まらず AI やビッグデータを応用した中国発システムの広範囲な「輸出」を展開しています。その流れの中で、中国企業側が知的財産権の主体となって海外で権利行使をするケースが増えていくことが予想されます。中国国内の知的財産保護制度を整備・強化し、それを梃子にして、海外における中国企業の知的財産保護を他国に対して強く求めていくという潮流が、今後現れてくるのではないのでしょうか。

上記の一連の立法は、米中貿易摩擦の中で「受け身」になされたとのみ捉えるよりも、中国の対外戦略を含めた知的財産戦略を積極化させる動きをも兼ねていると見るべきであり、日本企業としても、それを見据えた中国知的財産戦略の高度化が喫緊の課題だと思われる次第です。

以上



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の對外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2

大手門タワー

Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200

E-mail: eapg@jurists.co.jp

URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号

華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号

Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610

E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号

越洋広場 38 階

Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749

E-mail: info_shanghai@jurists.jp